

(平成22年9月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認栃木地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	10 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	8 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	11 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	6 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年3月
昭和63年3月に会社を退職する際、「次の入社が4月1日になるようですので、3月については、国民年金に夫婦で加入するよう町役場へ手続きに行って下さい。」と言われたので、夫婦で手続きに行った。申立期間について妻が納付済みとなっているのに、私が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和63年3月に会社を退職した後、町役場に行き、妻の国民年金第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続きと併せて、自分の加入手続きを行い、保険料は妻が夫婦二人分をまとめて納付した。」と申し立てており、事実、オンライン記録によると、その妻は、申立期間の保険料を同年4月30日に納付していることが確認できる。

また、その妻の国民年金の種別変更手続きは、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失したことによるものであり、町役場において当該手続きを行った際、申立人に係る加入勧奨が行われなかったとは考え難い。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付したとするその妻は、国民年金の加入期間について未納は無く、種別変更手続きも適切に行っているなど、年金制度に対する意識の高さがうかがえることから、申立人の当該期間に係る国民年金の加入手続きを行わなかったとは考え難く、行政側の^{かし}瑕疵の可能性も否定できない。

加えて、申立期間と同様に、申立人の勤務先の変更により1か月の国民年金加入期間が生じた平成15年4月については、夫婦ともに適切に手続きを行い、同月分の保険料を納付していることが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年5月及び同年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年5月及び同年6月

昭和56年4月から同年6月までの国民年金保険料を同年7月4日に納付した領収書を所持している。行政側の記録によると、同年5月26日に被保険者資格を喪失し、申立期間の保険料は還付されているとのことだが、資格喪失の届出を行った記憶も、保険料を還付された記憶も無いので、当該期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録及び国民年金被保険者台帳（特殊台帳）によると、申立人は、昭和56年5月26日に国民年金の任意加入被保険者としての資格を喪失しており、申立期間の保険料は、同年10月7日付けで還付決定されている。

しかしながら、申立人は当該資格喪失に係る届出を行った記憶は無いと主張しているところ、申立期間を含む昭和56年4月から同年6月までの国民年金保険料を同年7月4日に納付したことが、申立人が所持する国民年金印紙代金納付案内書兼領収済通知書から確認できることから、同年5月26日の時点で、申立人に資格喪失する意思があったとは考え難い上、制度上、任意加入被保険者はさかのぼって資格喪失することができないことから、行政側の記録管理に不備があったことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係るA社における標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を36万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年1月1日から8年6月1日まで

社会保険事務所(当時)から標準報酬月額が減額修正されている可能性があるとの連絡があった。当時、給与月額は35万円ぐらいだったので、標準報酬月額はもっと高かったはずである。

調査の上、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成7年1月から8年5月までは36万円と記録されていたところ、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した同年6月1日以降の同年12月27日付けで、遡^{そきゅう}及して24万円に減額訂正されており、申立人のほか同僚24人についても同様の減額訂正処理が行われていることが確認できる。

また、申立人は、当該事業所の登記簿謄本により、申立期間当時、役員でなかったことが確認できる上、複数の元同僚から、「申立人は、本社ではなく別工場のB業務の担当であり、事業所の事業運営や経理、及び社会保険の事務等には一切かかわっていなかった。」との証言が得られていることから、当該遡^{そきゅう}及訂正処理に関与したとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該遡^{そきゅう}及訂正処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、36万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係るA社における標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年1月1日から8年7月1日まで

社会保険事務所(当時)から標準報酬月額が減額修正されている可能性があるとの連絡があった。当時、給与月額は手取りで12万円ぐらいだったので、標準報酬月額はもっと高かったはずである。

調査の上、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成7年1月から8年6月までは12万6,000円と記録されていたところ、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した同年7月1日以降の同年12月27日付けで、遡及して9万2,000円に減額訂正されており、申立人のほか同僚24人についても同様の減額訂正処理が行われていることが確認できる。

また、申立人は、当該事業所の登記簿謄本により、申立期間当時、役員でなかったことが確認できる上、複数の元同僚から、「申立人は、B業務の担当であり、事業所の経理、及び社会保険の事務等には一切かかわっていなかった。」との証言が得られていることから、当該遡及訂正処理そきゅうに關与したとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該遡及訂正処理そきゅうを行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、12万6,000円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を、平成16年3月25日については33万7,000円、17年3月15日については38万円、18年3月24日については50万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年3月25日
② 平成17年3月15日
③ 平成18年3月24日

申立期間①、②及び③についてはいずれも賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されているのが給与明細書及び預金通帳から確認できる。しかし、年金のオンライン記録では、当該賞与に係る記録が無いので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給与明細書から、申立人は、申立期間①については33万7,500円、申立期間②については38万円、申立期間③については50万円の賞与が支給され、それぞれ標準賞与額に基づく厚生年金保険料が事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

栃木厚生年金 事案 1111

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（24万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 3 月 1 日から 17 年 6 月 10 日まで
ねんきん定期便で標準報酬月額を確認したところ、申立期間に支給されていた給与の金額より低いので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、給与所得の源泉徴収票に記載された社会保険料控除額から算出される厚生年金保険料により、24万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、給与所得の源泉徴収票から推認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が申立期間に係る平成 16 年 3 月から 17 年 5 月までの全期間にわたり一致していないことから、事業主

は、給与所得の源泉徴収票で確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所(当時)は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

栃木厚生年金 事案 1112

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成9年10月1日から11年2月28日までの標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、9年10月から11年1月までの標準報酬月額を36万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年11月21日から9年10月1日まで
② 平成9年10月1日から11年2月28日まで

年金事務所からの知らせにより、A社に勤務していた期間のうち、申立期間①は月給が60万円だったが年金記録は36万円で、申立期間②は月給が36万円だったが年金記録は18万円になっていることを知ったので、正しい年金記録に訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、オンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額は、当初、平成9年10月から11年1月までは36万円と記録されていたところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年2月28日以降の同年10月29日付けで、遡^{そきゅう}及して18万円に減額訂正されており、申立人のほか事業主についても同様の減額訂正処理が行われていることが確認できる。

また、閉鎖登記簿謄本により、申立人は申立期間当時、当該事業所において取締役であったことが確認できるところ、複数の従業員は、「申立人は、B業務担当の取締役であり、社会保険事務についての権限を有していなかった。」と証言している上、当該事業所に係る滞納処分票からは、申立期間当時、事業主が滞納保険料の納付方法等について社会保険事務所（当時）と直接交渉していたことがうかがわれることから、申立人が当該遡^{そきゅう}及訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該遡^{そきゅう}及訂正処

理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり 36 万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間①について、申立人は、当該期間の給与額は 60 万円であったと主張しているところ、厚生年金保険料が事業主により申立人の給与から控除されていたことを確認できる関連資料が無く、当該事業所は平成 15 年 4 月 30 日に解散している上、当時の事業主はすでに他界しており、申立人の標準報酬月額について確認することができない。

また、申立人は平成 8 年 6 月から 10 年 11 月までの給与振込口座の通帳を所持しており、当該通帳において、約 23 万円の給与振込額とは別に、単に「振込」と記載されている 30 万円（1 月のみが 10 万円）の振込が不定期に 10 回確認できるところ、当該金額には端数が見られず、振込が無くなった時期の前後の給与振込額に差異が無い上、申立人は当該振込の名目及び途中から支払われなくなった事情について覚えておらず、この振込が給与の一部であり、ここから厚生年金保険料が控除されていたと推認することは困難である。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

- 1 申立期間のうち、平成9年4月1日から14年4月1日までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額を9年4月から同年10月までは36万円に、同年11月から11年12月までは38万円に、12年1月から14年3月までは32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、平成9年4月から14年3月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 また、申立期間のうち、平成14年4月1日から同年10月31日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額を26万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月1日から14年10月31日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間における標準報酬月額が、実際に支給されていた給与と相違しているため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間のうち、平成9年4月1日から14年1月1日までの期間の標準報酬月額については、申立人の所持する給料支払明細書において確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、9年4月から同年10月までは36万円、同年11月から11年12月までは38万円、12年1月から13年12月までは32万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、平成14年1月1日から同年4月1日までの期間の標準報酬月額については、総支給額及び厚生年金保険料の控除額を確認できる給与明細書は無いが、事業主は、申立人の主張どおりであり、申立人に係る当該期間の給与から厚生年金保険料を控除していたとしている上、申立人は、当該期間の給与手取り額は26万円であったと主張しているところ

る、13年の各月の給与明細書の社会保険料等が控除された差引支給額は、いずれも26万4,030円であり、申立人の主張とおおむね一致していることから、14年1月から同年3月までの標準報酬月額を32万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、給料支払明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録上の標準報酬月額が、平成9年4月から14年3月までの期間について、長期間にわたって一致していないことから、事業主は給料支払明細書で確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 オンライン記録において、申立期間のうち、平成14年4月から同年9月までの当該事業所における申立人の標準報酬月額は、当初、26万円とされていたところ、同年9月13日に同年4月1日付けの随時改定（20万円）がさかのぼって行なわれていることが確認できる。

また、当該事業所の平成14年度の滞納処分票によれば、「平成14年9月12日に社長が来所し、従業員の不祥事により資金困難に陥り現在にいたる。滞納分については分割納付することとなった。」と記載されている上、事業主は、申立人に係る14年9月13日の随時改定の手続について、「社会保険事務所で相談の上、その場で届を書いたと思う。会社の印鑑は持っていました。」と証言している。

さらに、申立人は、当該事業所の登記簿謄本において、申立期間当時、役員ではなかったことが確認できる上、事業主は「社会保険関係の書類は私が作成した。申立人は関係していない。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、前述の随時改定処理は事実即したものととは考え難く、社会保険事務所が行った当該処理に合理的な理由はなく、標準報酬月額に係る有効な随時改定があったとは認められず、申立人の平成14年4月から同年9月までの標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届けたとおり、26万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係るA社における標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、平成12年2月から13年10月までの標準報酬月額を50万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年2月1日から13年11月1日まで
ねんきん定期便を見て、A社に勤務していた申立期間について標準報酬月額が9万8,000円になっていたことを知った。当時、給料が下がった記憶は無いので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、オンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額は、当初、平成12年2月から13年10月までは50万円と記録されていたところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年11月30日以降の14年2月28日付けで、遡及して9万8,000円に減額訂正されており、申立人のほか事業主についても同様の減額訂正処理が行われていることが確認できる。

また、閉鎖登記簿謄本により、申立人は申立期間当時、当該事業所において取締役であったことが確認できるところ、事業主は、「当時、社会保険料を滞納しており、申立人には告げずに標準報酬月額の遡及訂正処理に同意した。申立人は、B業務を行っていて、社会保険に係る業務には無関係であった。」と証言している上、複数の従業員及び当時の顧問社会保険労務士は、「申立人は、B業務管理担当の取締役であり、社会保険事務についての権限を有していなかった。」と証言していることから、申立人が当該遡及訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、当該遡及訂正処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、50万円に訂正することが必要である。

栃木厚生年金 事案 1115

第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月25日に支給された賞与において、6万8,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を6万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月25日

A社から平成18年12月25日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、オンライン記録では、当該賞与に係る保険料納付の記録がないため、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これら標準賞与額のいずれか低い方を認定することとなる。

また、申立人及び事業主双方から提出された「2006年12月賞与明細書」において確認できる賞与額に見合う標準賞与額は7万円であり、一方、当該賞与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額は6万8,000円であることが確認できる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、6万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し

て提出したとしているが、当該事業所で保管する預金通帳において、当該期間の厚生年金保険料を納付していないことが確認でき、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年5月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年5月から3年3月まで
20歳になった平成2年*月から国民年金に加入し、当時は学生で収入が無かったため、母親が保険料を納付してくれていたため、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る国民年金の加入手続及び保険料納付を行っていたとする母親から聴取しても、加入手続に係る記憶は無いとしていることから、申立期間における国民年金の加入状況が不明である上、保険料額は月9,000円から1万円程度であったとしており、この保険料額は申立人が加入した平成3年度の保険料額(9,000円)とおおむね一致するが、申立期間の保険料とは相違している。

また、申立人は平成2年*月から国民年金に加入したと主張しているが、申立人が所持している年金手帳、オンライン記録及び市の国民年金被保険者名簿のいずれにおいても、申立人の国民年金の資格取得日は平成3年4月1日となっており、申立期間当時、申立人が国民年金の被保険者であったことが確認できない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の母親が、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 3 月から 54 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 3 月から 54 年 2 月まで
20 歳になったら国民の義務であるとして、母親が国民年金の加入手続を市役所で行い、保険料についても納付してくれたと思うので、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付については、母親が行ってくれたと主張しているが、その母親から聴取しても、当時の記憶は曖昧であることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の所持する年金手帳、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）及び市の国民年金被保険者名簿のいずれにおいても、申立人の国民年金の資格取得日は昭和 54 年 9 月 20 日となっており、申立期間当時、申立人が国民年金の被保険者であったことが確認できず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間当時、学生であり国民年金の加入は任意であることから、上述のとおり昭和 54 年に加入手続を行ったとすれば、制度上、申立期間の保険料をさかのぼって納付することはできない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書等）も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 1 月から平成 2 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 1 月から平成 2 年 3 月まで
20 歳になった時は学生だったので、母親が国民年金の任意加入手続をし、就職するまでの間、保険料を納めてくれていた。7 歳年下の妹も、学生の際は母親が保険料を納めており、その納付記録はあるのに、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、平成 2 年 4 月に厚生年金保険に加入したことにより初めて公的年金の被保険者となっており、国民年金手帳記号番号払出簿を調査しても、申立期間において、申立人に手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、申立人の国民年金保険料を納付していたとするその母親から聴取したところ、「加入の案内や加入手続の用紙ではなく、突然納付書が送付されてきた。」との証言が得られたが、当時、申立人は学生であり、国民年金は任意加入であったことから、職権適用されたとは考え難い。

さらに、戸籍の附票によると、申立人は、申立期間中の昭和 63 年 9 月に、その母親の居住する A 町から B 市に住民票を移していることから、これ以後の期間について、その母親が A 町において申立人の国民年金保険料を納付することはできなかったと考えられる。

加えて、申立期間において、申立人が国民年金の被保険者であったこと、及び申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書等）、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年4月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月から3年3月まで

大学生であった20歳のときに、国民年金への加入手続と保険料納付を父親が行ってくれた。年金手帳は紛失しているが、自分の記憶では平成2年4月から国民年金保険料を納付していたと思うので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたとするその父親は、申立人の国民年金の手続について、「はっきり覚えていないが、私の勤務先で加入手続を行い、国民年金保険料も私の給与から控除してもらい納付していたと思う。」と述べているが、制度上、国民年金への加入手続は市町村、保険料納付は市町村又は社会保険事務所（当時）で行うこととされていることから、当時の記憶は曖昧と^{あいまい}考えざるを得ず、申立期間における国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は平成2年4月から国民年金保険料を納付していたと主張しているが、国民年金手帳払出番号綴^{つづり}簿及びオンライン記録によれば、申立人の手帳記号番号は3年7月に払い出され、同年4月1日に被保険者資格を取得しており、申立期間は未加入期間となっていることから、納付書が発行された可能性は考え難い。

さらに、申立人は申立期間を含め平成6年3月まで住所の異動は無い上、当時、申立人が居住していたA区に照会しても、申立人に係る国民年金被保険者名簿は存在しないとしているなど、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人の父親が、申立期間について、国民年金保険料を納付して

いたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年1月

当時、勤務していた職場を退職する際、担当の方から国民年金の手続をする必要があると聞き手続をした。その後、支払通知が自宅に届きA市役所に支払いに行った記憶があるので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

B市が保管する国民年金被保険者資格取得届の写しから、申立人が、平成19年7月26日に社会保険事務所（当時）において、申立期間に係る国民年金被保険者資格の取得手続を行ったことが確認できるところ、この時点で当該期間は時効により保険料が納付できない期間である。

また、申立人は、当該加入手続を行った記憶は無いとしているものの、年金問題が騒がれるようになったころに、社会保険事務所に相談に行ったことがあるとしており、時期的にみて上記の資格取得手続の時期と符合する。

さらに、申立人は、平成10年ごろに国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料をA市役所で納付したと主張しており、その手続の際、「納付書が二つに分かれる。」と説明を受けた記憶があるとしているが、オンライン記録によると、申立人は、9年1月から同年3月までの期間及び同年4月から同年7月までの期間の保険料を、それぞれ同年7月及び同年12月に納付したことが確認できることから、その記憶は、当該期間の保険料納付に係るものである可能性も考えられる

加えて、申立人が、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

栃木厚生年金 事案 1116

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 5 月 1 日から 60 年 11 月 30 日まで
申立期間についてA社で働いていたが、厚生年金保険の加入記録が無い。当時の同僚とも話し合ったが、給与から保険料が控除されていた記憶があるので、一緒に申し立てることにした。申立期間について被保険者として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人がA社に勤務していたことは推認できるものの、オンライン記録において、同社が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

また、申立人及び複数の元同僚から聴取しても、厚生年金保険料の控除に係る具体的な証言は得られなかった。

さらに、当時の事業主に照会しても、A社における社会保険の取扱状況については不明としている。

なお、当該事業主自身は、親会社であったとするB社において厚生年金保険に加入していることから、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を調査したが、申立人及び元同僚の名前はいずれも見当たらず、申立期間について健康保険証の整理番号に欠番は無い。

加えて、オンライン記録によると、申立人は、申立期間のうち昭和 59 年 7 月について、別事業所において厚生年金保険の加入記録が確認できるほか、60 年 4 月から同年 10 月までの期間については、国民年金保険料の全額申請免除の記録が確認できる。

このほか、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

栃木厚生年金 事案 1117

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 5 月 1 日から 60 年 11 月 30 日まで
申立期間についてA社で働いていたが、厚生年金保険の加入記録が無い。当時の同僚とも話し合ったが、給与から保険料が控除されていた記憶があるので、一緒に申し立てることにした。申立期間について被保険者として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間についてA社に勤務していたことは推認できるものの、オンライン記録において、同社が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

また、申立人及び複数の元同僚から聴取しても、厚生年金保険料の控除に係る具体的な証言は得られなかった。

さらに、当時の事業主に照会しても、A社における社会保険の取扱状況については不明としている。

なお、当該事業主自身は、親会社であったとするB社において厚生年金保険に加入していることから、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を調査したが、申立人及び元同僚の名前はいずれも見当たらず、申立期間について健康保険証の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 5 月 1 日から 60 年 11 月 30 日まで
申立期間についてA社で働いていたが、厚生年金保険の加入記録が無い。当時の同僚とも話し合ったが、給与から保険料が控除されていた記憶があるので、一緒に申し立てることにした。申立期間について被保険者として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間についてA社に勤務していたことは推認できるものの、オンライン記録において、同社が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

また、申立人及び複数の元同僚から聴取しても、厚生年金保険料の控除に係る具体的な証言は得られなかった。

さらに、当時の事業主に照会しても、A社における社会保険の取扱状況については不明としている。

なお、当該事業主自身は、親会社であったとするB社において厚生年金保険に加入していることから、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を調査したが、申立人及び元同僚の名前はいずれも見当たらず、申立期間について健康保険証の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 12 月 31 日から 54 年 1 月 1 日まで
ねんきん定期便によると、A社（現在は、B社）における厚生年金保険の被保険者資格喪失日が昭和 53 年 12 月 31 日となっているが、同年 12 月 31 日から年末年始休暇に入るため同年 12 月 30 日に退職したため、実際には年末まで在籍していたつもりであり、退職した同年 12 月を被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人に係る雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書によると、A社における離職日は昭和 53 年 12 月 30 日となっており、その翌日はオンライン記録上の厚生年金保険の被保険者資格の喪失日と一致していることが確認できる。

また、申立人は、昭和 53 年 12 月 30 日に当該事業所に退職願を提出し、受理され退職に至ったとしており、当時の事務責任者は、「厚生年金保険の資格喪失届については、申立人が提出した退職願の日付で手続を行ったと考えられ、12 月の厚生年金保険料は控除しておらず、当時はそういうやり方だったと思う。」と証言している。

さらに、A社は平成 5 年 4 月 1 日にB社に吸収合併されており、同社では、「A社に係る資料は存在しない。」と回答している。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 6 月 1 日から 20 年 9 月 1 日まで
伯父の紹介でA社B所に就職したが、申立期間当時は、会社が軍需工場となり、C業務を担当していた。終戦になったので、会社を辞め自宅に戻ったが、その後会社に出向いたことも会社から連絡を受けたことも無い。申立期間については、脱退手当金を受給したとのことだが、受け取っていないので、年金としてもらえるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱手」の表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金の支給額については、法定支給額と一致し、計算上の誤りが無く、当時の受給要件の一つである厚生年金保険の資格喪失日から1年間の支給待定期間を経て約3か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は、通算年金制度創設前であり、将来の年金受給資格については、厚生年金保険単独で20年以上の被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったことから、A社B所における被保険者期間が39月であり、当該事業所を退職後、昭和52年1月まで厚生年金保険の加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない。

さらに、受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年12月1日から25年9月ごろまで
A社(現在は、B社)に、昭和24年11月から25年9月ごろまで勤めていたが、24年12月1日以降の厚生年金保険記録が無いので、申立期間について被保険者として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

健康保険労働者年金保険被保険者名簿の記録により、申立人のA社における被保険者資格喪失日は昭和24年12月1日となっており、オンライン記録と一致している。

また、B社は、申立期間当時の関係資料は残存せず、当時の事情を知る者もいないとしており、申立期間当時の厚生年金保険の加入及び保険料控除については、不明と回答している。

さらに、A社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿から、昭和23年1月から25年3月までに被保険者資格を取得し、同年9月以降に資格喪失している元従業員で、住所が判明した20人に照会し、回答が得られた15人のうち2人が申立人を記憶しているとしているものの、そのうちの1人は申立人の勤務期間の記憶が曖昧であり、他の1人は、申立人と同じ24年11月12日に被保険者資格を取得しているところ、「申立人とは、24年9月の同期入社だが、申立人は、3か月ぐらいで退職した。また、申立期間当時、試用期間が3か月ぐらいあり、この間は厚生年金保険に加入していなかった。」と証言している。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。